

101. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和5年1月調査）

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。	一部措置済み (令和4年度)	裁判所においては、現行法下においても可能な取組み（フェーズ1）として、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、一部の庁で、民事裁判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を拡大したりしており、また、ウェブ会議を用いた口頭弁論の実施（フェーズ2）に向けて、法廷へのディスプレイ等の機器の導入も行う予定であり、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。 法務省においては、裁判所における上記の取組も踏まえつつ、訴訟手続の電子化が速やかに行われるよう、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう支援を受けられる環境整備に向けて、検討を進めている。
二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。	未着手	対処状況の基準日時点で本法は未施行であるため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。
三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。	検討中	訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう支援を受けられる環境整備の方策について、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行い、検討

		している。
四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかわかり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること。	一部措置済み (令和4年度)	本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行う予定である。
五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		【最高裁対応】
六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。		【最高裁対応】
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。	一部措置済み (令和4年度)	本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行う予定である。
八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。		【最高裁対応】
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。	検討中	制度の現状・問題点等について、外国の制度の調査研究を行った上、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえつつ、必要な検討を行っていく予定である。
十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。		【最高裁対応】
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の可否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググ

		ループ」において、民事裁判手続のＩＴ化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策の検討を進めているところである。
十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。	未着手	対処状況の基準日時点で本法は未施行であるため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年６月１０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。	措置済み（令和４年）	個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めることなどを目的とした人権教室や人権啓発サイト開設等の様々な人権啓発活動、侮辱罪の法定刑引上げの内容や趣旨についての各種媒体を通じた周知、総務省に届出がされている電気通信事業者に対する外国会社の登記義務の履行に向けた取組、日本司法支援センターの民事法律扶助業務（インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対する無料法律相談・弁護士費用等の立替え）、インターネット上の誹謗中傷等に関する人権相談、相談者の意向に応じたプロバイダ等への投稿の削除要請、プロバイダ事業者等との意見交換などに、関係省庁や事業者・団体等と連携して取り組んでいる。
二 前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。		
三 第一項の施策を推進するに当たって、発信者情報開示請求制度に関し、迅速的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、開示請求の要件や開示される情報の範囲など、プロバイダ責任制限法の見直しも含めた検討を同法の施行状況を見極めつつ行うこと。		
四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み（令和４年）	損害賠償命令制度の対象事件が、同制度を円滑に運用するためには、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪を対象とすることが相当であるとの観点から、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の一定の罪とされていることを踏まえつつ、対象事件を拡大することの可否等について必要な検討を行っている。

		また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の種類の被害のみを対象として、損害賠償額についての特別な制度を設けることの可否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点等を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、必要な検討を行っている。 法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。
五 侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際には想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。	措置済み（令和4年）	令和4年6月に、法務省刑事局長名の依命通達において、侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び政府統一見解の内容を周知しており、措置済み。
六 侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。	措置済み（令和4年）	法務省のホームページの「侮辱罪の法定刑の引上げ Q&A」において、「四」の政府統一見解の内容に加えて、現行犯逮捕の要件を満たさないにもかかわらず、現行犯逮捕が行われた場合には、その現行犯逮捕を行った者は、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があることを周知している。
七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。	検討中	今後、本法の附則の規定に基づき、必要な検討を行うこととしている。
八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。	検討中	令和5年度において、有識者による検討会議を開催し、作業報奨金の水準について検討することとしている。
九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化	一部措置済み（令和4年）	矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等への支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化のための人的・物的体制の整備を進めるとともに、施設内処遇と

すること。		社会内処遇の緊密な連携を強化する取組を進めている。 また、附帯決議の趣旨を踏まえ、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化を図るため、その実務に携わる更生保護官署の人的・物的体制の整備を進めているところである。
十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・ＡＩ技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。	一部措置済み (令和４年)	矯正施設においては、令和４年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手したところであり、令和６年度の運用開始を目指している。 新たなシステムの運用開始により、受刑者等のデータについて、様々なＩＴ技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させ、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進することとしている。 更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化に関して、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを開発の上、令和３年８月から運用を開始し、以降、順次機能の拡充を行っている。 また、刑事手続のＩＴ化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和４年度補正予算にて実施することとしている。 さらに、保護観察におけるアセスメントへのＡＩ技術の活用に関する調査研究を実施し、開発・実装に向けたロードマップの策定等を行った。
十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。	一部措置済み (令和４年)	刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増やしたほか、その調査対象者の範囲を拡大した。また、少年鑑別所の調査機能の活用方法等について検討している

		。
十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度予算政府案に、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の拡充、老朽化した施設の整備に係る予算を計上するなど、必要な予算の確保に努めているところである。
十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。	一部措置済み (令和4年)	令和5年度予算政府案において、都道府県を対象とした再犯防止に関する交付金の予算を計上しており、域内の市区町村に対する再犯防止施策の企画立案支援や人材育成支援、犯罪をした者等に対する直接支援を実施した都道府県に対し、交付金を交付することを予定しているほか、引き続き更生保護地域連携拠点事業に係る予算を計上するなど、その充実に努めている。

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年１２月８日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。	検討中	改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法案の内容をお知らせすることを検討している。また、無戸籍者として把握することができていない方に対しても、関係機関・関係団体とも連携しつつ、法務省ホームページなどを通じて、広く制度の周知を図る予定である。なお、改正法の概要及び説明資料については、令和５年１月１３日、法務省ホームページに掲載した。
二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。	検討中	これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があった場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。 改正後においても、引き続き、手引書や法務省ホームページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。
三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周	検討中	これまでも、配布用の冊子（手引書）や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁

知すること。		判所において事案に応じた措置が講じられていることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。 改正後においても、引き続き、手引書や法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。
四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。	未着手	本法の原則的施行日（本法の公布日（令和4年12月16日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）が到来した後において、本法の施行状況を踏まえつつ、検討を行う予定である。
五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。	検討中	各地の法務局が中心となって、改正後の国籍法第3条第3項により無国籍状態になるおそれのある方の情報を収集し、その方に対し、帰化の手続、在留資格に関する手続、外国籍の確認等の手続につき、相談先を案内するほか、入管当局と連携をし、その情報を共有するなど関係機関の連携を強化し、そのような無国籍状態のより円滑な解消が可能となるような取組を検討する。
六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。	検討中	国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握するための方法について検討する。
七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。	検討中	附帯決議の趣旨を踏まえて、関係機関と連携の上、適切かつ十分な広報周知を行うべく、法務省において、関係機関等に配布するポスター、パンフレット等の内容を検討するとともに、その他の広報手段についても所要の検討を進めている。なお、改正法の概要及び説明資料については、令和5年1月13日、法務省ホームページに掲載した。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年４月６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	（法務省部分） 措置済み（令和４年）	（法務省部分） 法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務省ホームページで公表した上、法務委員会における質疑を通じて示した。
	（法務省・文科省部分） 措置済み（令和３年）	（法務省・文部科学省部分） 【回答不要】

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和３年４月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。	（法務省） 一部措置済み （令和４年）	附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和４年政令第３１６号）が制定された。 また、相続土地国庫帰属制度の施行に向け、承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用の機会が確保されるよう、地方公共団体関係者等の意見も聴きつつ、関係省庁と連携し、運用の在り方について検討を進めていく予定である。
二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。	（法務省） 検討中	附帯決議の趣旨を踏まえ、相続登記等の申請の義務違反に対する過料に係る運用については、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者等の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うべく運用の在り方について検討しており、その検討結果に基づき、必要な政省令の見直しや、通達の発出等を行う予定である。
三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。	（法務省） 一部措置済み （令和３年、令和４年）	附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和４年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を３年間延長することが盛り込まれた。 あわせて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や相続登記の添付書面の簡略化について検討しており、その検討結果に基づき、必要な政省令の見直しや通達の発出等を行う予定である。

四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年)	平成24年7月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。 また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。 このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な資料の在り方について検討している。
五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。	(法務省) 措置済み(令和4年)	遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させ確定的な権利帰属が促進されるよう、関係機関及び司法書士等の専門職者と連携体制を強化し、周知・広報を行っているところであり、引き続き、積極的な周知・広報に努める。
六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。	(法務省) 検討中	登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。
七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、両法律の施行に向けて、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。
八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明	(法務省) 一部措置済み	法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図る

土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。	(令和3年、令和4年)	ために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。 また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行っている。
九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、積極的かつ細やかな広報活動を行っている。 また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。 引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分に浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく予定である。
十 隣地使用权や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。	(法務省) 措置済み(令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレットを作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、積極的かつ細やかな広報活動を行っている。また、所有者不明私道への対応ガイドラインの改訂を行い、隣地使用权や導管設置権等の相隣関係規定に関する記載

		を追加した上で、全国の地方公共団体に配布し、事業者等への説明等の周知広報活動を行っている。 引き続き、相隣関係規定の改正を含め、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、周知・広報を行っていく予定である。
十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。	(法務省) 一部措置済み (令和3年、 令和4年)	長期相続登記等未了土地解消作業においては戸除籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。 また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、登記所備付地図作成作業においても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。
十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。	(法務省) 検討中	前段について、令和5年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。 後段について、地方分権に関する「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、「市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることとする」とされており、これを踏まえ、所要の制度改正をした上で、国や地方公共団体から委託を受けた専門家による調査の際の取扱いについて検討する予定である。
十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努	(法務省部分) 一部措置済み	(法務省部分) 法務省においては、登記所備付地図の作成作業を行ってい

めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。	(平成27年、令和2年、令和3年、令和4年) (国交省部分) 国交省に依頼	るところ、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、平成27年度を初年度とする新たな10か年の作業計画を策定し、都市部における作業面積を拡大するとともに、大都市の枢要部等についてもこれを実施している。 また、被災地における同作業については、平成27年度から3か年計画で実施し、計画の延長を行いながら令和2年度まで実施してきたところ、復興のために当該作業を実施すべき地域がなお存在するため、更に3か年延長して、令和3年度分から令和5年度分まで当該作業を引き続き、実施することとしている。 さらに、平成28年熊本地震の被災地においても、復旧・復興のため、登記所備付地図作成作業を実施すべき地区が存在することから、令和2年度から令和6年度の5か年で震災復興型登記所備付地図作成作業を新たに実施することとしている。 (国土交通省部分) 国土交通省に依頼
--	---	---

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年５月２０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 十八歳及び十九歳の者は、典型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。	措置済み（令和４年）	全国の検察庁に対し、改正法及び本附帯決議を紹介したほか、引き続き、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう周知した。
四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。	一部措置済み（令和４年）	再犯防止に係る省庁及び有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」の下で、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催している。 当該ワーキンググループでは、若年者の前科による資格制限の在り方について、制限を緩和すべき資格に関するニーズ調査を行った上で、関係省庁や地方公共団体への照会等を通じて、各資格の制限の内容、趣旨・目的、審査の判断基準等の調査を行った。現在、その結果を踏まえ、資格制限の在り方についての検討を進めている。
五 特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。また、インターネットを悪用した人権侵害対策への取組を推進すること。	措置済み（令和４年）	全国の検察庁に対し、改正法及び本附帯決議を紹介したほか、引き続き、特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たって、推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことなど本附帯決議の趣旨を踏まえた対応が行われるよう周知した。 また、各種啓発活動を始め、人権相談への対応、人権侵害の疑いのある事案についての調査・救済を行っている。
六 少年事件に関する事件広報に当たっては、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。	措置済み（令和４年）	全国の検察庁に対し、改正法の概要及び本附帯決議を紹介したほか、引き続き、少年事件に関する事件広報に当たって、被害者及びその家族・遺族の名誉又は生活の平穏が害され

		ることのないよう十分配慮されなければならないことなど本附帯決議の趣旨を踏まえた対応が行われるよう周知した。
七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。	検討中 (令和4年)	附帯決議の趣旨を踏まえ、令和3年10月に法務省に設置した「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」において、日本弁護士連合会の犯罪被害者支援委員会委員である弁護士や日本司法支援センターと共に、真に援助が必要な犯罪被害者に対する法的支援の方策・在り方について、実務的な観点から引き続き検討を行い、運用面における改善・見直し事項を洗い出すとともに、法制化の要否・内容等を含めた諸課題の更なる検討を進めている。
八 可塑性を有することなどの特定少年の特性を踏まえ、検察官送致決定がされた事件において、特定少年に対する被疑者取調べが適正に行われるよう、必要な検討を行うこと。	措置済み(令和4年)	検察庁においては、従前より、特定少年も含め、法律上録音・録画が義務付けられている裁判員裁判対象事件等のみならず、被疑者の取調べを録音・録画することが必要である事件については積極的に録音・録画を実施した上で適正に取調べを行っているところであるが、改めて、全国の検察庁に対し、改正法の概要及び本附帯決議を紹介し、本附帯決議の趣旨を踏まえた対応が行われるよう周知した。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和２年４月７日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年）	法務省では、令和元年度から、一般社団法人日本国際紛争解決センターに委託をして、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を行っているところ、その一環として、司法修習生の選択型実務修習としての国際仲裁プログラムを実施するなど仲裁人・仲裁代理人等となり得る者の人材育成を行った。また、学生向けの模擬仲裁大会を後援するなど、国際的な法務人材育成の支援に向けた取組を実施した。今後も、上記のような取組を始めとして、必要な取組を行っていく。
二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。	一部措置済み （令和２年、令和３年、令和４年）	法務省では、法令外国語訳専用ホームページにおいて、これまで合計850本以上の英訳法令を公開しており、翻訳の検査体制の強化やAI翻訳の導入に向けた取組を進めるなど、日本法令の外国語訳の迅速な公開に努めている。 また、令和元年度から、一般社団法人日本国際紛争解決センターに委託をして、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等を行っているところ、その中で、広報・意識啓発、人材育成等の取組をしながら、有効な施策のための調査分析を行っており、今後も取組を進めていく。 加えて、法制審議会仲裁法制部会において仲裁法等の見直しに関する調査審議が行われ、最新の国際水準に対応する内容を含むものとして、令和３年10月、法務大臣に対し、「仲裁法の改正に関する要綱」が、令和４年２月、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」がそれぞれ答申されたところであり、現在、国会への法案提

		出の準備を進めている。
三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。	一部措置済み (令和4年)	弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定部分については令和4年11月1日に施行され、令和5年1月30日現在、同法人は設立されていないが、引き続き、同法人の設立に係る動きを注視し、必要に応じ適切に対応することとしている。
四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度における外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与の禁止の規定等について、企業を含む関係者に対し、十分な周知・説明を行うこと。	措置済み（令和2年、令和3年、令和4年）	法務省では、改正法の内容をまとめたパンフレットを作成して関係各所に配布したほか、企業関係者や法曹関係者向けのウェブセミナーを開催し、外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与禁止規定等を含めて弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の周知・説明を行った。 また、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定についての施行日を令和4年11月1日と定めるとともに、法務省ホームページにおいて、外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与禁止規定等を含めて弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の概要を掲載した。引き続き、関係者に対する十分な周知・説明に努めていく。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	(法務省部分) 措置済み(令和4年) (法務省・文科学省部分) 措置済み(令和2年)	(法務省部分) 法曹の質に関しては、その法的活動が、利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査・分析し、その検証結果（法曹の質に関する検証結果報告書）について、法務省ホームページで公表した上、法務委員会での質疑を通じて示した。 (法務省・文部科学省部分) 【回答不要】

○生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案に対する附帯決議（令和２年１１月１９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
十三 本法附則第三条に基づく検討を行うに当たり、以下の事項をその対象とすること。 12 現在、法制審議会民法（親子法制）部会において行われている嫡出推定制度等の親子法制に係る見直しの検討について取りまとめがなされた場合、その結論を踏まえた、生殖補助医療により生まれた子に関する新たな法制上の措置	措置済み（令和４年）	法制審議会民法（親子法制）部会では、令和４年２月、嫡出否認権者を妻及び子に拡大すること等を内容とする「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」が取りまとめられ、令和４年１２月に「民法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第１０２号）が成立した。同改正法では、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律も改正しており、妻が夫の同意の下、第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により懐胎・出産した子については、夫に加え、子及び妻も嫡出否認をすることができないものとするものとされた。

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 第三者からの情報取得手続に関し、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、以下の事項について留意すること。		
1 近年における夫婦の離婚後の養育費の支払率が改善されていない現状を踏まえ、子の福祉に資するため、養育費が適切に支払われるよう、本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、申立人の制度の利用のしやすさを考慮し、必要に応じて検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて、刑事罰による虚偽陳述の抑止以外の更なる対策について検討するよう努めること。	検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。		
1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	（法務省、最高裁） 検討中	本法の全面施行日（令和３年５月１日）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。

四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。		
1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	(法務省、最高裁) 検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることの是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。	検討中	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施する準備を進めている。
五 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後における国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。	検討中	本法の全面施行日(令和3年5月1日)から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の運用状況を勘案し、必要に応じて検討する予定である。
六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。	(法務省) 一部措置済み (令和3年度)	附帯決議の趣旨を踏まえて、諸外国における法制度等に関する調査研究を実施した。引き続き、必要に応じて検討する予定である。

○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案に対する附帯決議（令和元年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定については、選定過程の透明性及び公平性の確保に努めること。	一部措置済 (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、探索を行う土地の選定過程の透明性及び公平性の確保を目的とした選定基準に関する通達を法務局・地方法務局宛てに発出した。 今後も引き続き選定過程の透明性及び公平性が確保されるよう努める。
二 表題部所有者不明土地に関する所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう、体制整備と要員確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。	一部措置済 (令和元年)	附帯決議の趣旨を踏まえて、所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう必要な人的及び物的な体制の整備を行った。 今後も引き続き効率的な予算の執行に努める。
三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。	一部措置済 (令和元年)	表題部所有者不明土地の所有者等の探索の結果、所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地となる場合には所有者等探索委員を指定するなど慎重な判断をすることとしている。 今後も引き続き不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努める。
五 所有者不明土地問題の解決のため、関係情報を有する各省庁の十分な連携を図ること。	検討中	所有者不明土地問題の解決のため、引き続き関係情報を有する各省庁と十分な連携を図るよう努める。

○民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 6 月 12 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
六 十八歳、十九歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること。	措置済み（平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度）	附帯決議の趣旨を踏まえ、改正法が成立した成立した直後に改正の概要を分かりやすく解説する記事をQ&Aとともに法務省のホームページに掲載したほか、映画会社などとのタイアップしたポスターの学校等での掲示、テレビ番組、インターネット動画の作成・放映、主に若者をターゲットとした動画コンテンツ、ポスターコンテンツ等の参加型の周知活動の実施、法務省の職員が全国の学校等を訪問し、成年年齢下げをテーマとして生徒の方々と意見交換をする若者意見交換会の実施などの周知活動も行っている。また、令和3年度は、「大人になるまでに知っておきたい知識」をマンガやクイズを通じて楽しく学ぶことができる成年年齢下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」（https://seinen.go.jp）を公開し、続編の制作と活用に加え、そのエッセンスをわかりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢下げ」を作成して全国の高校等において周知をしたり、SNSを活用して、若年者が社会に出るまでに知っておきたい知識に関するクイズを出題するなどして、成年年齢下げの周知活動に取り組んだ。加えて、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーンを実施し、テレビCMやウェブ広告による啓発動画を展開したほか、SNSを使った参加型の広報活動なども展開した。

十 施行日までに、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること。	措置済み（平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度）	平成 30 年 4 月、附帯決議の趣旨を踏まえ、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）において、必要な施策及び施行日までの目標を明確に整理した（工程表の策定）。 また、同年 12 月には、内閣府において「成年年齢の引下げに関する世論調査」を実施してこれらの施策の効果の国民への浸透度を調査し、内閣府のホームページにおいてその結果を公表したほか、令和元年 3 月には法務省において、成年年齢引下げの浸透度に関するフォローアップ調査を行って法務省HPにおいて公表しており、令和 2 年度及び令和 3 年度においても同様のフォローアップ調査を実施し、公表した。 これらの調査によって得られた結果を連絡会議において報告して関係府省庁において共有し、これを踏まえて上記工程表を改訂するなどして、環境整備の施策を推進した。
--	---	--

○「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」に対する附帯決議（平成 30 年 7 月 5 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 現代社会において家族の在り方が多様に変化していることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在り方について検討すること。	検討中	附帯決議の趣旨を踏まえて、多様な家族の在り方を尊重する観点から、その保護の在り方等の施策について検討するため、特別の寄与の制度その他これらの法律による新しい制度の利用状況等の把握に努めている。

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成30年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法附則第二条の趣旨を踏まえ、人材確保が困難な状況にある地域において外国人労働者により不足する人材を確保するための具体的措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み （平成30年、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年）	地方における外国人の受入れ環境整備に資する施策として、外国人受入環境整備交付金による地方公共団体の一元的相談窓口の整備・運営に係る財政支援などを行い、地方における受入れ環境整備を促進している。 また、大都市に比べ家賃や生活費がかからないことなど、地方で就労することの魅力を地方公共団体と連携し、説明会などにおいて周知を促進するとともに、地方公共団体においても発信を行うよう依頼している。 加えて、受入れ機関等で構成される分野別の「協議会」においては、地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を進めている。 令和4年6月14日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」において、外国人材と地域の企業とのマッチングを支援するための施策など、大都市圏等への集中防止策が盛り込まれており、このような集中防止策の内容も踏まえながら、関係省庁と協力し、地方に配慮した受入れに努めていく。
三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。	一部措置済み （平成31年、令和元年、令和4年）	技能実習制度については、法務省において、制度の運用上の改善を図ることを目的として、平成30年11月、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームを設置し、技能実習制度の適正な運用及び適正な実態把握の在り方等について検討を行った。法務省は、厚生労働省を始めとする関係機関と連携し、同プロジェクトチームが平成3

		1年3月29日に公表した「調査・検討結果報告書」が示した運用の改善方策を実施することとし、同方策に基づく改正省令を令和2年4月に施行するなどの対応を行ったほか、令和元年11月に法務大臣が公表した同方策の充実策の実施を含め、更なる制度の適正化を図っている。 さらに、令和4年11月に、内閣官房長官と法務大臣が共同議長を務める「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催が決定され、同年12月から、同会議において有識者による議論が行われている。 また、留学生の資格外活動許可に係る実態把握については、在留情報や厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出による点検を行っているが、令和2年3月、当該届出の届出事項に在留カード番号が追加され、より確実に実態を把握する仕組みが構築された。 さらに、日本語教育機関の告示基準を改正（令和元年8月1日）し、同教育機関に対し、資格外活動許可を受けている留学生については、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めることなどを義務付けた。 引き続き、これらの情報を活用し、留学生の資格外活動許可の適正な運用を図っていく。
四 外国人労働者及びその家族に関する社会保障制度及び日本語教育を含む教育制度の在り方について、これら制度の適切な運用を確保しつつ共生社会を実現する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	一部措置済み（令和元年、令和2年、令和3年）	令和4年6月14日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」には、日本語教育の充実や社会保険への加入促進等、所要の施策が盛り込まれている。

		今後、これらの施策を着実に実施していくとともに、施策の実施状況を踏まえ、必要な施策を随時加えるなどして充実させる。
五 特定技能制度の運用については、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを客観的データ等を用いて適切に判断し、かつ、所要の技能を有することを試験等により正確に判定するなど、制度の趣旨を遵守するとともに、特定技能外国人の受入れにより日本人労働者の労働条件低下を招くことがないよう、関係機関の連携の下、状況に応じ、当該分野の受入れ停止を含む適切な対応をとるものとする。	一部措置済み (平成 30 年、平成 31 年、令和 2 年、令和 4 年)	介護や建設等 14 分野について、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを分野所管行政機関から提出された客観的データ等を用いて適切に判断し、改正出入国管理及び難民認定法第 2 条の 4 第 1 項に規定する「分野別運用方針」を平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定した。 また、所要の技能を有することについては、試験の適切な実施を確保するための分野横断的な方針として、「『特定技能』に係る試験の方針について」を平成 31 年 2 月に策定し、同方針に沿って、分野ごとに試験の実施要領を作成し、試験を実施している。従来、国内試験での受験対象者は、中長期在留者及び過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者としていたところ、受験機会の増加を図るため、これを正規の在留資格を有する者について一律に受験を認めるなど、国内試験の受験資格の見直しを行い、令和 2 年 1 月 30 日に試験方針を改正した。 なお、コロナ禍が全ての特定産業分野における特定技能外国人の受入れに影響を与えている可能性があることから、全分野の受入れ見込数を改めて精査し、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を令和 4 年 8 月 30 日に変更した。 引き続き、関係省庁と連携し、人手不足の状況を継続的に把握し、人手不足の状況の変化の程度等を踏まえ、必要に応じて当該分野の在留資格認定証明書の交付の停止等の措置を講ずるなど必要な手続を執ることとしている。
七 特定技能外国人の送出国における悪質なブローカーの介在等を防止しつつ有為の外国人材を受け入れるため、送出国当局とも連携しつつ、実効性のある方策を講ずること。	一部措置済み (平成 30 年、令和元年、令和 4 年)	法務省、厚生労働省等の関係機関は、その連携を更に強化し、国内における悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除を徹底することとしている。「外国人材の受入れ・共

	2 年、令和 3 年、令和 4 年)	生のための総合的対応策（令和 4 年度改訂）」に基づき、悪質な仲介事業者の排除を目的とする情報共有の枠組み構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を、これまで 15 か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア及びラオス）と作成し、保証金の徴収や違約金の設定などを行う悪質な仲介事業者等を把握した際には、相手国政府との間で問題解決のために必要又は有益な情報を共有している。 国内においては、特定技能制度の活用を促進するため、特定技能の在留資格で就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象としたマッチングイベントを開催しているほか、特定技能総合支援サイトを通じて、多言語で制度の周知・広報を行っている。 また、国外においては、有為な外国人の送出しを確保するため、外務省ホームページの多言語によるコンテンツ作成・更新、広報動画の作成、国外 SNS 広告掲載等を行い、送出国の本制度利用希望者等に対する正確かつ効果的な周知・広報を行っている。
十 近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第二十二条第二項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと。	一部措置済み（令和元年）	令和元年 5 月 31 日、「永住許可に関するガイドライン」の改定を行い、記載内容の明確化を図った。今後も、新たなガイドラインを適切に運用していくとともに、永住許可申請に対しては、要件の適合性について厳格な審査を行っていく。

○民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 29 年 5 月 25 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化による契約被害が増加している状況を踏まえ、他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過大な利益を獲得することを目的とする法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると規定することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
二 職業別の短期消滅時効等を廃止することに伴い、書面によらない契約により生じた少額債権に係る消滅時効について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
三 法定利率が変動した場合における変動後の法定利率の周知方法について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じた対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
四 中間利息控除に用いる利率の在り方について、本法施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
五 個人保証人の保護の観点から、以下の取組を行うこと。		
3 個人保証の制限に関する規定の適用が除外されるいわゆる経営者等のうち、代表権のない取締役等及び「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」については、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
4 我が国社会において、個人保証に依存し過ぎない融資慣行の確立は極めて重要なものであることを踏まえ、個人保証の一部について禁止をする、保証人の責任制限の明文化をする等の方策を含め、事業用融資に係る保証の在り方について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和 2 年 4 月 1 日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。

七 定型約款について、以下の事項について留意すること。		
1 定型約款に関する規定のうち、いわゆる不当条項及び不意打ち条項の規制の在り方について、本法施行後の取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和2年4月1日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
九 諾成的消費貸借における交付前解除又は消費貸借における期限前弁済の際に損害賠償請求をすることができる旨の規定については、本法施行後の状況を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。	検討中	本法は施行（令和2年4月1日施行）から十分な期間が経過していないため、引き続き、施行後の状況を勘案し、必要に応じ検討する予定である。
十一 公証人の果たす役割が今後更に重要となることに鑑み、本法施行後の状況も踏まえつつ、公証人及び公証役場の透明化及び配置の適正化、公証役場の経営状況の把握、民間等多様な人材の登用等、公証制度が国民に更に身近で利用しやすいものとなるよう努めること。	一部措置済み （平成30年）	公証人の配置の適正化のため、公証人定員規則を改正したところであり、本法施行後の状況を踏まえつつ、公証制度が国民に更に身近で利用しやすいものとなるよう努める予定である。
十二 消費者契約法その他の消費者保護に関する法律について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。		【消費者庁から回答】

※ 民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成29年5月25日）十二の対処状況は、消費者庁にも同様の調査を依頼しております。

○刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 29 年 6 月 16 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。	措置済み (令和 4 年)	1 性犯罪事犯の捜査・公判の十分な経験を有する検察官を研究員とし、精神科医等専門家から性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見につき指導を受けるなどして、捜査・公判において検察官が当該知見を活用するための具体的手法等について調査研究を行った（平成30年度）。 2 検察官に対しては、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、大学教授（精神科医師）等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理等に関する講義や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義等を実施した。今後も、同様の講義等を実施する予定である。
七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。	一部措置済み (令和 4 年)	起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置に関しては、令和 3 年 5 月、法制審議会に対し、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための法整備についての諮問を行い、同年 9 月、同審議会から、被告人に対し、起訴状謄本に代えて、被害者の氏名等の記載のない起訴状抄本を送達することを可能にすることなどを内容とする答申がなされたところであり、現在、同答申を踏まえた立法作業を進めている。
九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。	一部措置済み (令和 4 年)	1 法務省においては、性犯罪者処遇プログラムの効果検証の結果（令和 2 年 3 月公表）及び外部有識者を構成員とした「性犯罪者処遇プログラム検討会」の結果（令和 2 年 10 月公表）等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所の性犯罪者処遇プログラムを改訂し、令和 4 年 4 月から、改訂したプログラムを実施しているほか、刑事施設及び保護観察所の

	プログラム指導担当者を対象とした研修を実施するなどして、性犯罪者の効果的な再犯防止に努めている。 2 性犯罪者に特化した調査研究ではないが、令和4年版犯罪白書の特集「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」において、犯罪・非行類型別に、各種統計資料等に基づいて、刑事司法手続の各段階における犯罪・非行の動向等を概観するとともに、令和3年に刑事施設入所者、保護観察対象者及び少年鑑別所入所者について行った特別調査の結果を分析することにより、性犯類型（強制性交等、強制わいせつ、わいせつ物頒布等及び公然わいせつなど）の犯罪者・非行少年に関する主観的な特徴等を紹介した。性犯罪者に関する調査研究を更に実施することを検討している。
--	---

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 28 年 11 月 17 日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
四 同法第七十条第一項第二号の二の運用に当たっては、難民その他の者の庇護の国際的重要性に鑑み、日本に庇護を求めることを躊躇させないよう、留意すること。	一部措置済み （平成28年、平成29年、平成30年、平成31年、令和2年、令和3年、令和4年）	第6次出入国管理政策懇談会及び難民認定制度に関する専門部会から平成26年12月に提出された報告書上の提言の趣旨を踏まえ、難民認定制度の運用を見直すこととし、平成27年9月、「難民認定制度の運用の見直しの概要」として取りまとめ、「保護対象、認定判断及び手続の明確化」の一環として、平成28年3月、平成29年3月、平成30年3月、平成31年3月、令和2年3月及び令和3年3月に難民と認定した事例、難民と認定しなかった事例及び人道配慮により在留配慮を行った事例並びにそれぞれの判断ポイントを公表する措置を実施しており、今後かかる措置を継続して行う予定。 また、平成29年3月から、親を伴わない年少者、重度の身体障がい等を有する者、精神的障がい等を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施しているほか、同年6月に、再申請用の難民認定申請書の様式を新設し、再申請時の主張内容を容易に明確化できるようにした。 さらに、運用の見直しの概要では、いわゆる「新しい形態の迫害」や「明らかに難民認定又は難民不認定とすべき事案に係る判断要素」に関して、難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるための仕組みを構築することとされており、これまで難民審査参与員からの提言や、諸外国での実例なども参考に

		しながら検討を行ってきた。この点、難民認定申請者の申立ての内容によっては、いわゆる「新しい形態の迫害」という観点も考慮して、個別の事案ごとに判断しているところである。難民認定制度の透明性向上に関しては、難民該当性に関する規範的要素の明確化に取り組んでいる。また、かかる取組等を進める上で、令和3年7月には、出入国在留管理庁とUNHCRとの間で、協力関係を一層発展させるための覚書を交換した。 平成31年3月、空海港において庇護を求める者に対し、一時庇護のための上陸の許可の申請を案内する場合に用いるフローチャート（手続図解）を新設し、手続の流れを説明する運用を行っている。 （今後の予定） 上記の難民該当性に関する規範的要素の明確化等、難民認定制度の運用の一層の適正化に向けた取組を引き続き進めていく。
五 難民該当性に関する判断の要素及び人道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。	一部措置済み （平成28年、平成29年、平成30年、平成31年、令和2年、令和3年）	四に同じ。
六 同法第七十四条の六の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われることがないよう、十分に留意すること。	未着手（事案未発生）	同法第七十四条の六の罪は故意犯であり、適正に入国・在留手続の支援業務を行っている者が、故意ありと認定されるような事態に陥ることは考えにくい。仮に、当該者が、不法入国等の実行を容易にしたと疑われるような事案が発生した場合に、必要に応じて、在留審査等の現場で、可能な限り事実関係の把握を行うこととする等の措置を検討していく。

七 新たな在留資格「介護」の創設については、介護人材として中・長期に日本に滞在し、能力を発揮する外国人介護労働者が増加する可能性に鑑み、社会保障制度の適用や生活上の問題への対応など、日本語能力の向上を含めて、地域における職業上、生活上の支援が確実に行われるよう、政府は関係機関と連携して必要な施策を講ずること。	一部措置済み (令和元年、令和2年、令和3年)	令和4年6月14日に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」には、日本語教育の充実や社会保険への加入促進等、所要の施策が盛り込まれている。 今後、これらの施策を着実に実施していくとともに、施策の実施状況を踏まえ、必要な施策を随時加えるなどして充実させる。
--	------------------------------------	--

※ 太枠の中を記入してください。

※ 処理済みの欄には、措置済み、一部措置済み、検討中、未着手の中から、調査時点における状況を選択して記入してください。

措置済み、一部措置済みの場合は、措置をした年も記載してください。

※ 他府省所管事項の場合は、所管府省を速やかにご連絡ください。